

定 款

 住友電気工業株式会社

住友電気工業株式会社定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は住友電気工業株式会社と称し、英文では
Sumitomo Electric Industries, Ltd. とする。

第 2 条 (所 在 地)

当会社は本店を大阪市に置く。

第 3 条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の各種製品、複合製品の開発、製造、加工及び販売
 - (1) 電線・ケーブル、光ファイバーケーブルその他送配電又は通信用製品及び機器
 - (2) 鋼棒、線材、金属線、合金線、金属化合物その他金属製品
 - (3) 超硬合金工具、機械部品、電気接点その他粉末合金製品
 - (4) ゴム製品、合成樹脂製品、工業薬品（毒物・劇物を含む）その他これに関連する製品
 - (5) 結晶材料、特殊磁器その他これに関連する材料
 - (6) 医療機器、計量器、測定器その他精密機械器具
 - (7) 電気機械器具、通信機械器具、電子機械器具その他一般機械器具
 - (8) 前記各製品の附属品、部分品及びその材料並びにソフトウェア
2. 前号の製品の応用設備又は装置の設計、製造及び販売
3. 土木工事、建築工事、電気工事その他工事の設計、監理及び請負
4. バイオテクノロジーの研究開発及びその受託
5. 発電及び電気の供給
6. 前各号に関連する技術及びノウハウその他の情報の供与並びに指導
7. 第 1 号の製品及び第 2 号の応用設備・装置の賃貸借、保守・運用管理の受託
8. 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービス
9. スポーツ用品・事務用品・台所用品の販売
10. 研修施設の経営
11. 不動産の売買、管理、賃貸借及び仲介
12. 旅行業、印刷業、損害保険代理業、労働者派遣業、貨物運送取扱事業、通関業、環境測定分析業及び環境国際規格認証取得に関するコンサルタント業
13. 事業の運営上必要な他の事業に対する投資
14. 前各号に附帯関連し又はこれを助成する一切の事業

第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 (公 告 方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は 30 億株とする。

第 7 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第 9 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

第 10 条 (株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 11 条 (株式取扱規則)

当会社の株式等に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集する。

前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

第 13 条 (基 準 日)

当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第 14 条 (議 長)

株主総会の議長は社長がこれにあたる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

第 15 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権行使することができる。但し、株主又は代理人は株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に差出さなければならない。

第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会

第 18 条 (取締役の員数)

当会社に取締役 3 名以上を置く。

第 19 条 (取締役の選任方法)

取締役は株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、副会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
取締役会長に欠員又は事故があるときは、社長が、社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

第23条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第27条 (社外取締役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条 (監査役の員数)

当会社に監査役3名以上を置く。

第29条 (監査役の選任方法)

監査役は株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第30条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第32条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第33条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第34条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第35条 (社外監査役の責任限定)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監

査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第36条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第37条 (期末配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剩余金の配当を行うことができる。

第38条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剩余金の配当を行うことができる。

第39条 (剩余金の配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受取られないときは、当会社はその支払義務を免れる。

作成	大正9年11月30日	第25回改正	昭和25年5月29日
第1回改正	大正11年5月29日	第26回改正	昭和26年8月25日
第2回改正	大正15年1月30日	第27回改正	昭和26年11月28日
第3回改正	昭和6年5月29日	第28回改正	昭和31年11月27日
第4回改正	昭和7年7月28日	第29回改正	昭和33年11月27日
第5回改正	昭和10年1月28日	第30回改正	昭和35年11月28日
第6回改正	昭和10年11月26日	第31回改正	昭和36年5月27日
第7回改正	昭和12年5月19日	第32回改正	1973年5月28日
第8回改正	昭和12年6月21日	第33回改正	1975年5月28日
第9回改正	昭和14年8月29日	第34回改正	1982年6月25日
第10回改正	昭和15年2月26日	第35回改正	1991年6月27日
第11回改正	昭和16年2月27日	第36回改正	1994年6月29日
第12回改正	昭和18年2月26日	第37回改正	1998年6月26日
第13回改正	昭和18年7月31日	第38回改正	1999年6月29日
第14回改正	昭和18年11月25日	第39回改正	2002年6月27日
第15回改正	昭和19年2月28日	第40回改正	2003年6月27日
第16回改正	昭和19年5月29日	第41回改正	2004年6月29日
第17回改正	昭和19年10月1日	第42回改正	2005年6月29日
第18回改正	昭和20年10月1日	第43回改正	2005年8月1日
第19回改正	昭和20年11月29日	第44回改正	2006年6月28日
第20回改正	昭和21年5月29日	第45回改正	2008年6月26日
第21回改正	昭和21年11月28日	第46回改正	2009年6月25日
第22回改正	昭和22年11月29日	第47回改正	2014年6月26日
第23回改正	昭和24年3月1日	第48回改正	2020年6月25日
第24回改正	昭和24年6月4日	第49回改正	2022年6月24日